

庁議付議事案書

開催・令和7年3月26日

所管部課	政策経営部 企画政策課	部長	神山 尚			
件 名	組織改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱について					
	<input type="checkbox"/> 区分 <input checked="" type="checkbox"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> ○ 2 報告事項					
関係事項	<table border="1"> <tr> <td>条例規則</td><td colspan="2"></td></tr> </table>			条例規則		
条例規則						
部課機関	市長部局各部課					
1 要 旨						
令和7年4月1日付組織改正の内容に則して、市長が定める関係要綱を一括で一部改正するため、組織改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱を制定するものである。						
(1) 改正する要綱 別紙のとおり						
(2) 主な改正内容 組織改正に基づき、各要綱に規定する部課名称を改めるとともに、その他所要の文言整理を行う。						
(3) 施行日 令和7年4月1日						
(4) 影響及び効果 令和7年4月1日付組織改正により改正が必要となる市長が定める要綱について、組織改正の内容に則して一括で一部改正され、各要綱の整合性を図ることができる。						
2 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
令和6年12月18日 東大和市組織条例の一部改正の議決 令和6年12月18日 令和7年4月1日付組織・定員について決定（市長決裁） 令和6年12月24日 組織規則の改正に伴う関係規則の改正手続きを全庁へ依頼 令和7年 2月19日 組織規則の改正（市長決裁）						
3 留意事項 (問題点等)						
4 主管部処理案 (検討結果等) 庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。

組織改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱により一括改正する要綱一覧

一部改正する要綱

1	東大和市消費者モニター設置要綱
2	東大和市母子及び父子・女性福祉資金貸付審査会要綱
3	東大和市一般放送運営要綱
4	東大和市男女共同参画推進計画連絡会議要綱
5	東大和市老人ホーム入所措置判定検討会議設置要綱
6	東大和市災害対策本部運営要綱
7	東大和市市民の安全を守るための体制に関する要綱
8	東大和市歯科医療連携推進事業実施要綱
9	東大和市住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要綱